

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和元年度第3回東村山市保育料等審議会				
開催日時	令和2年2月10日(月) 午後6時30分～7時20分				
開催場所	いきいきプラザ3階 情報研修室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 石橋会長、當麻会長職務代理、唐見委員、齊藤委員、 泉委員、小関委員、川原委員  (市事務局) 瀬川子ども家庭部長 【子ども政策課】榎本課長、古田主査、上野主査、青 柳主事、神原主事 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐、藤田主事 【児童課】吉原課長、竹内課長補佐  ●欠席者： (委員) なし				
傍聴の可否	傍聴 可能	傍聴不 可の場 合はそ の理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	1.開会 2.検証報告 (1) 保育所等の利用者負担(保育料)について (2) 児童クラブ費について 3.その他 4.閉会				
問い合わせ先	担 当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会 2.検証報告 <u>(1) 保育所等の利用者負担(保育料)について</u> 【事務局説明概要】 ・平成26年度の本審議会の答申に基づき、国の基本的な考え方による基準の50% を適正值の目安として毎年検証を行ってきた。  ・平成27年度においては国基準の50%から乖離があったことから、3歳以上児の 利用者負担額を平成28年度、29年度の2か年をかけて段階的に引き上げを行い、 これにより、昨年度の当審議会における検証の結果、概ね適正と判断されてきた。  ・令和元年10月1日より国の幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、3					

歳以上児の利用者負担額を無償とし、多子負担軽減の拡充を行い、所得制限、きょうだいの年齢制限の撤廃を行った。

・今回の検証においては、無償化により利用者負担額が無償とされた3歳以上児を除いて、国基準との比較を行うこととなるが、3歳未満児については、きょうだい児に算入する基準が国と市で異なる中、利用者負担額を単純に比較することは難しい。

・このことを踏まえ、第1子に限定して国基準と比較したところ、市の基準において第1子となる子は、国基準においても第1子であることから、多子負担軽減拡充による影響もなく、この比較においての利用者負担割合は、国基準の52.43%となった。

・過去5年の推移においても当市の3歳未満児に係る利用者負担割合は、概ね52%で推移していることからこの割合はこれまでの考え方によれば、概ねこれまでと変わらないのではないかと考えている。

#### 【委員間討議概要】

・現行の利用者負担割合と過去5か年の利用者負担割合と比べると概ね同じであるが、その中でも今年度はより負担が少なくなっている。今年度については概ね適正であると思うが、負担が少なければいいというわけではないので、引き続き利用と負担の公平性を担保した適切な保護者負担であるか考えていきたいと思う。

・子どもや子育て世帯を取り巻く環境や制度が変化していく中で、保育料の保護者負担の水準等については、見直しも含め検討が必要になる場合もあることを念頭に、考えていく必要があると思う。

・現行の保育料については概ね適正と集約し、保育料の保護者負担の適正な水準については、来年度以降も引き続き国・都の動向や他市の状況等を踏まえながら検証をしていく。

#### (2) 児童クラブ費について

##### 【事務局説明概要】

・平成26年の本審議会による答申に基づき、児童クラブ運営に係るコストの増減について検証を重ねてきたが、昨年度においては、職員給与等を除く運営費をもとに、運営費の半分を保護者が、残りの半分を国・都・市の三者が3分の1ずつ負担するという国の考え方に基づいて児童1人あたりの負担額を算出し、検証の結果、概ね適正と判断された。

・平成30年度決算額のうち、職員給与等を除く運営経費をもとに、児童1人あたりの負担額を算出したところ、児童クラブ運営に係る経費、約2億1千500万円の半分を保護者の負担割合とした場合、児童1人当たりの負担額は月額5,751円となった。

・一方、昨年度の審議会の議論の中で国の運営費の考え方においては“飲食物費を除く事業運営に必要な経費”と定めていること、現行の児童クラブ費を設定した頃と比

べ、児童クラブを取り巻く環境が変化していることなど今後は対象経費に何を含めるかという検討が必要である、といったご意見を本審議会よりいただいた。このようなご意見を踏まえ、参考までに児童クラブ運営に要する総経費を算出したところ、児童クラブ運営の総経費はおよそ5億7千800万円、児童1人に要する経費は概ね月額3万円となった。

#### 【委員間討議概要】

・保護者負担の適正な水準等については、保護者の心情等にも配慮しながら慎重に審議を進めていければいいと思う。

・今後児童クラブ費の保護者負担をどうしていくかについては、受益者負担の原則を踏まえ、児童クラブに入会できた児童と入会できなかった児童の間の公平性、公正性という観点から考える必要があると思う。いずれにしても、児童クラブの運営費の対象経費に人件費等を含めるという考え方は自然の考えであると思う。

・児童クラブの現状等を考えると、保護者負担の割合を上げることも一つの方向性としてはあるかと思う。

・児童クラブの運営費に人件費を含めるかどうかについては、職員の確保にも関わってくる重要なことだと思う。

・現行の児童クラブ費については概ね適正と集約し、児童クラブ費の保護者負担の適正な水準等については、来年度以降の本審議会で丁寧に議論を重ねていく。

#### 3. その他

・特になし

#### 4. 閉会